

部 署	処分品目、数量	処分決定日
環境部	糞 14.8 kg	H18/5/8
園芸部	仔ヅク 66 kg他	H17/10/26
畜産部	種豚 2 頭	H17/6/8
園芸部	トマト	H17/5/18
//	仔ゴ	H17/5/18

b. 受払（出納）管理簿について

本所における生産物の受払管理簿は往査時に現物を確認できたが、時間的制約もあり、各所の受払管理簿の状況を下記のようにヒアリングした。

北部農業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納簿名称	出納帳の管理対象物	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
農業部	有	生産品出納簿(園芸)	ヤマノイモ	収穫後、大半はすぐに処分(試験用・販売)し、一部来年の種子用に保存している。現物照合は収穫・販売等異動のある時と月末に行っている。
			トマト	収穫後、すぐに処分(試験用・販売)している。現物照合は収穫・販売等異動のある時と月末に行っている。
			枝豆	〃
			白ネギ	〃
農業部	有	生産品出納簿(果樹)	二十世紀梨	〃
			見本梨	〃
			柿	〃
			クリ	〃
			リンゴ	〃
			サクランボ	〃
農業部	有	生産品出納簿(作物)	籾うるち	現物照合は、収穫時・処分(試験用)時・月末に行っている。
			籾もち	〃
			玄米うるち	現物照合は、収穫時・出荷前(週1回)・月末に行っている。
			屑米	〃
			小麦	現物照合は、収穫時・処分(試験用)時・月末に行っている。
			大豆	現物照合は、収穫時・出荷前(週1回)・月末に行っている。
畜産部	有	動物出納簿	種雄牛	牛舎、牛房が決まっており、毎日確認を行っている。
			種雄候補牛	〃
			後代検定牛	〃
			原種成牛	分娩時より全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、廃用等による処分時には処分決定書により処理を行っている。
			原種育成牛	分娩時より全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、原種牛への組替時・出荷時には組替決定書又は処分決定書により処理している。
			原種雄子牛	分娩の度に全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・後代検定牛・種雄候補牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
			原種雌子牛	分娩の度に全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・育成牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
			モダン成牛	分娩時より全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、廃用等による処分時には処分決定書により処理を行っている。
			モダン育成牛	分娩時より全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、モダン成牛への組替時・出荷時には組替決定書又は処分決定書により処理している。
			モダン雄子牛	分娩の度に全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時、後代検定牛・種雄候補牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
モダン雌子牛	分娩の度に全国統一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・育成牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。			
畜産部	有	精液出納簿	種雄牛の精液	精液の採取日に種雄牛ごとに作成本数を記入し、精液保存容器に保存している。また、場内使用はその日ごとに引き落としている。なお、月に一度は現物照合を行っている。

淡路農業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
農業部	有り	カーネーション スイトピー ストック ミカン ピワ 米 トマト レタス キャベツ タマネギ 白菜	生産品出納簿	生産してすぐに払い出し
畜産部	有り	牛乳 受精卵 供卵牛、試験牛 飼料(トウモロコシ・ソルゴー混播) 飼料(ソルゴー)	牛乳出納簿 受精卵出納簿 動物出納簿 飼料出納簿 "	生産してすぐに払い出し 日常の現物管理 " 使用数量で差し引きする(＃内)

森林林業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
森林林業技術センター	有	乾燥しいたけ	有	随時

水産技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
水産技術センター	有	ヒメマスワカモノアガリ	種苗等出納簿	1ヶ月に1度照合し決裁

上記のように事業所及び種類によって、受払(出納)管理簿と現物との照合方法がばらばらであり、統一されていないが、果物、野菜等のような生鮮物を除き、長期の保存が可能なものは、少なくとも年に1回は受払(出納)管理簿と現物とを照合し、その結果をかい長が確認することが望まれる。また、農産物(豆、麦)は現物照合を年に1回されているとのことであったがその照合結果が残されておらず、実施状況が確認できないので照合結果を一定期間残し、かい長等が事後的にも把握できるようにしておくことが望まれる。

c. 未登録農薬を使用した収穫物等について

本所にて農薬登録を目的に試験を行っている農薬(未登録農薬)を使用した収穫物や作物残渣の処分について質問したところ、米等のようにある程度の期間、保存できるものは産業廃棄物に準じて業者に処理を委託しているが、野菜等の生鮮食品については残留する

未登録農薬が少量であり、次作には影響を与えないので現地にて収集し腐敗させるか粉碎しているとのことであった。

確かに野菜等は長期の保存はできないが、未登録農薬を使った作物の種類と処理結果は作業日誌等に担当者が記録し、責任者が処分状況を把握できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

⑦諸収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農林技術センター試験研究受託費収入
農林技術センター試験研究受託費収入の平成17年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額
本所調定 (国庫受託)	56,204
各地契約 (本所分)	25,041
計	81,245

農林水産費受託事業収入については、1件あたり、300万円以上のものについて、調定決定書、
決裁書及び契約書と照合した。

また、このうち、下記の受託契約について兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務
取扱要領第5条6項に記述されている方法に準拠して積算されているかどうか確認した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
(独) 農業・生物系特定産業 技術研究機構農業環境技術 研究所	農林水産生態系における 有害化学物質の総合的管 理技術の開発	4,800千円	研究員旅費 600千円 賃金 500千円 消耗品費 2,420千円 間接経費 880千円
(独) 農業・生物系特定産業 技術研究機構近畿中国四国 農業研究センター	不耕栽培を活用した麦・ 大豆輪作体系における苗 立ち安定化のための排水 対策法の確立	3,500千円	職員旅費 680千円 消耗品費 1,770千円 賃金 900千円 雑役務費 150千円

B. 北部農業技術センターにおける収入について

北部農業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 北部農業技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	35	17	17	14	10
財産収入	62,873	83,059	83,462	95,375	97,183
諸収入	2,348	2,898	7,633	4,801	4,231
合計	65,256	85,974	91,112	100,190	101,424

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

使用料及び手数料・・・財産の目的外使用料

財産収入・・・公舎使用料、不用物品売払、生産物売払、家畜売払

諸収入・・・試験研究受託費、特許権使用料、雇用保険個人負担金等

<増減理由>

- ・財産収入が平成13年度から平成14年度で増加している主な要因は、平成13年度は国内のBSEの影響で牛の価格が下がったため収入が少なかったが、平成14年度以降回復してきたためである。また、平成15年度から16年度で増加している主な要因はBSE（アメリカ産牛肉）の影響で国内産牛肉の価格が上がったためである。
- ・諸収入が平成15年度で増加している主な要因は試験研究受託費1件4,468千円が収入として計上されたためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
使用料及び手数料	17	14	10
使用料	17	14	10
農林水産使用料	17	14	10
財産使用料	17	14	10
財産収入	83,462	95,374	97,182
財産運用収入	915	872	772
財産貸付収入	915	872	772
建物賃貸料	915	872	772
財産売払収入	82,546	94,501	96,410
物品売払収入	0	0	1,170
不用物品売払収入			1,170
生産物売払収入	82,546	94,501	95,240
農林水産施設生産物売払収入	8,150	6,090	5,182
農林水産施設家畜売払収入	74,396	88,411	90,058
諸収入	7,633	4,800	4,230
受託事業収入	6,442	2,801	3,496
農林水産費受託事業収入	6,442	2,801	3,496
農業技術センター試験研究受託費収入	6,442	2,801	3,496
雑入	1,191	1,999	734
雑入	1,191	1,999	734
特許権使用料	947	1,760	394
雑入（農林水産部）	244	239	340
会計合計	91,112	100,189	101,424

平成17年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

①財産収入；財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料であり、4月から7月は@74,600円、8月から3月は@59,200円となっており、それぞれの金額について職員公舎入居料一覧表と照合した。

②財産収入；財産売払収入；物品売払収入～不用物品売払収入

不用物品売払収入は、ショベルローダー、ホイールローダーの売払収入であり、調定決定書、物品処分決定書と照合した。

③財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入及び農林水産施設家畜売払収入

農林水産施設生産物売払収入の平成17年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
米	1,084	たじま農協に委託販売
雑穀物	119	
野 菜	763	
果樹類	2,972	
受精卵	214	
その他	28	
合 計	5,182	

上記の内の1件あたり、300千円以上のものについて、調定決定書、生産品処分票、生産物価格決定書と照合し、このうち一部について生産品出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

また、農林水産施設家畜売払収入の平成17年度の種類別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛	90,058	子牛、現場後代牛等の売払収入

上記の内の1件あたり、500万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書、肉畜出荷販売成績報告書と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

④諸収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農業技術センター試験研究受託費収入

農業技術センター試験研究受託費収入について平成17年度に一番多額の収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書を照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県植物防疫協会	平成17年度新農薬実用化試験の受託	2,545千円	水稻、豆類、野菜殺菌・殺虫剤 2,118千円 無人刈り水稻殺菌剤 323千円 果樹生育調節剤 104千円

C. 淡路農業技術センターにおける収入について

淡路農業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 淡路農業技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	87	8	8	98	4
財産収入	71,715	36,439	35,906	40,154	39,477
諸収入	5,076	5,367	6,432	8,505	7,509
合計	76,878	41,814	42,346	48,757	46,990

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

使用料及び手数料・・・財産の目的外使用料

財産収入・・・公舎使用料、不用物品・自動車売払、生産物売払、家畜売払

諸収入・・・試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

<増減理由>

財産収入が平成14年度で減少している主な要因は精液の売払を14年度から農林水産技術総合センター（本所）で実施することになったためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
使用料及び手数料	7	98	4
使用料	7	98	4
農林水産使用料	7	98	4
財産使用料	7	98	4
財産収入	35,905	40,154	39,476
財産運用収入	789	559	426
財産貸付収入	789	559	426
建物賃貸料	789	559	426
財産売払収入	35,116	39,594	39,049
物品売払収入	0	0	10
自動車売払収入			10
生産物売払収入	35,116	35,594	39,039
農林水産施設生産物売払収入	32,352	36,714	34,846
農林水産施設家畜売払収入	2,763	2,880	4,193
諸収入	6,432	8,504	7,509
受託事業収入	3,433	6,025	4,972
農林水産費受託事業収入	3,433	6,025	4,972
農業技術センター試験研究受託費収入	3,433	6,025	4,972
雑入	2,999	2,479	2,537
雑入	2,999	2,479	2,537
雑入(農林水産部)	2,999	2,479	2,537
会計合計	42,345	48,757	46,989

平成17年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

①財産収入；財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料であり、4月～12月までが31,200円、1月～3月までが44,400円であり、12月に途中入居分12,774円が発生している。この各々の金額につき公舎使用料と照合した。

②財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入

農林水産施設生産物売払収入の平成17年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛乳、野菜、果樹、花き等の売払収入	34,846	主な売払収入は牛乳である(24,211千円)
合 計	34,846	

上記のうち牛乳の売払収入のうち4月分について調定決定書、決裁書、生産物処分票及び乳代金精算書と照合し、それ以外のもの(野菜、果樹、花き等)については1件40万円以上

の案件について調定決定書、生産物処分票、玉葱販売精算書、一時払金支払額通知書兼検査結果通知書と照合し、このうち一部について生産物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

③財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設家畜売払収入

農林水産施設家畜売払収入の平成17年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛	4,193	試験牛成牛等の売払収入

上記の内の1件あたり、40万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書、見積結果表（価格決定資料）と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

④雑収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農業技術センター試験研究受託費収入及び雑収入

平成17年度の農業技術センター試験研究受託費収入4,972千円のうち、1百万円以上の収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書と照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県植物防疫協会	平成17年度新農薬 実用化試験の受託	3,624千円	殺菌・殺虫3,278千円 除草剤、生育調節剤 346千円

平成17年度の下記雑収入について、調定決定書、契約書と照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県酪農農業(協)連合会	優良乳用雌牛効率 生産推進対策事業 に係る受託	2,440千円	

D. 森林林業技術センターにおける収入

森林林業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 森林林業技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	673	777	522	421	395
財産収入	875	824	836	388	551
諸収入	169	1,130	857	591	2,440
合計	1,717	2,731	2,215	1,400	3,386

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

使用料及び手数料・・・財産の目的外使用料、林業研修館の使用料

財産収入・・・公舎使用料、生産物売払

諸収入・・・試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
使用料及び手数料	521	420	394
使用料	521	420	394
農林水産使用料	521	420	394
財産使用料	349	273	280
林業研修館使用料	171	147	114
財産収入	836	388	551
財産運用収入	633	167	322
財産貸付収入	633	167	322
建物賃貸料	633	167	322
財産売払収入	202	221	229
物品売払収入	0	50	0
不用物品売払収入		50	
生産物売払収入	202	170	229
農林水産施設生産物売払収入	202	170	229
諸収入	857	591	2,424
受託事業収入	700	300	2,280
農林水産費受託事業収入	700	300	2,280
農業技術センター試験研究受託費収入	700	300	2,280
雑入	157	291	144
雑入	157	291	144
自動車損害賠償責任保険料還付金			
雑入（農林水産部）	138	273	144
技術開発指導員派遣事業負担金	18	16	
会計合計	2,215	1,400	3,370

平成17年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

①使用料及び手数料；使用料；農林水産使用料～財産使用料及び林業研修館使用料

財産使用料は行政財産使用許可に伴う使用料であり、調定決定書、算定基礎が記載されている内訳明細書及行政財産使用許可書等と照合した。

林業研修館使用料は林業研修館の年間使用料である（宿泊料@1,500円×76件）。

②財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料である。

③受託事業収入

平成17年度に計上された受託費収入は3件あるが、そのうち一番多額な収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書を照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘要
(有)ウッズ	森林管理データベースおよび森林保全シュミレーション構築に係る調査研究	1,980千円	

E. 水産技術センターにおける収入

水産技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 水産技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	24	24	24	24	27
財産収入	4,000	4,250	4,490	5,175	4,960
諸収入	547	263	267	4,249	532
合計	4,571	4,537	4,781	9,448	5,519

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

使用料及び手数料・・・財産の目的外使用料

財産収入・・・船舶売払、生産物売払

諸収入・・・試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

<増減理由>

平成16年度の諸収入が増加している主な要因は試験研究受託費1件3,850千円を収入したためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
使用料及び手数料	24	23	26
使用料	24	23	26
農林水産使用料	24	23	26
財産使用料	24	23	26
財産収入	4,490	5,175	4,960
財産売払収入	4,490	5,175	4,960
不動産売払収入	0	525	0
船舶売払収入		525	
生産物売払収入	4,490	4,650	4,960
農林水産施設生産物売払収入	4,490	4,650	4,960
諸収入	266	4,249	532
受託事業収入	0	3,850	0
農林水産費受託事業収入	0	3,850	0
農業技術センター試験研究受託費収入		3,850	
延滞金、加算金及び過料			190
延滞金			190
雑入	266	399	532
雑入	266	399	532
雑入(農林水産部)	266	399	532
会計合計	4,781	9,447	5,519

平成17年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

①財産収入；販売売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
サザエ	3,260	種苗生産物代金
アワビ	1,700	〃
計	4,960	

上記の内の1件あたり、50万円以上のものについて、調定決定書、水産種苗配布受渡書、平成17年度種苗生産出来高報告書と照合した。なお、水産種苗生産等業務は財団法人ひょうご豊かな海づくり協会に委託しており、兵庫県栽培漁業センター及び但馬栽培漁業センターにて業務が行われている。これらの栽培漁業センターでは、水産技術センターとの委託契約に基づき、委託計画のとおり種苗生産を行っている。アワビ・サザエは、但馬栽培漁業センターで種苗生産を行い、親貝は、親魚台帳により管理している。種苗については、規定サイズに達した時点で計数し、出来高報告書が水産技術センターに提出される。それに基づく業務指示書により、供給先に配布される。生産確認には、水産技術センター職員もしくは、但馬水産技術センターの職員が立会い、現物確認をされている。規定サイズの種苗は、報告し

た全数量を配布するので出納簿という簿冊管理はしていないとのことである。

また、このサザエ・アワビの売払単価は10円であるが、これは平成7年4月に農林水産部長にて承認されたものであり、そこから改定がされていない。見直しをしなかった理由は、下記のとおりとのことである。

- ・但馬栽培漁業センターに対する業務委託額に大きな変化が生じていない。

	業務委託額	指 数
平成8年度	97,718 千円	100%
平成17年度	106,430 千円	108.9%

- ・消費者物価指数が下降しており、値上げする環境にない。特に生鮮魚介類については下落の幅が大きい（総務省統計局）。

F. 但馬水産技術センターにおける収入について

但馬水産技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所 属 但馬水産技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金	71,658				
使用料及び手数料	20,249				
財 産 収 入					
諸 収 入	1,624	43	44	6,102	116
合 計	93,531	43	44	6,102	116

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

諸収入・・・ 試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

<増減理由>

平成16年度の諸収入が増加している主な要因は試験研究受託費2件6,000千円を収入したためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
諸収入	44	6,102	115
受託事業収入	0	6,000	0
農林水産費受託事業収入	0	6,000	0
農業技術センター試験研究受託費収入		6,000	
雑入	44	102	115
雑入	44	102	115
雑入(農林水産部)	44	102	115
会計合計	44	6,102	115

上記のように平成17年度は特に大口の収入がないので特段の手続きは実施していない。

(6) 収入に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の収入についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

① 場内販売にかかる職員集金代金への領収書交付方法について (意見)

生産物売払収入のうち職員向け販売をしている青果物の販売の場合、職員の青果物等販売代金は、各部の管理者が集金し、経理課に収納するため、領収書は各職員には交付できない。この領収書の交付、保管方法が各事業所によりバラバラであり統一されていない。統一的な手続きを決めておくことが望まれる。(105頁参照)

② 生産物受払収入等の現金納付時の書面について (意見)

生産物受払収入等で収納した現金は当日中に金融機関に回収してきてもらうか、あるいは金融機関まで出向き納金するようになっているが、銀行員等に現金を渡す際には手渡しした事実が確認できる確証(預り書等)が入手されていないので、入手しておくことが望まれる。

(105頁参照)

③ 自己検査表の検査時期及び検査手続について (指摘事項)

本所の現金出納について、監査時点(平成18年11月22日)では平成18年7月までしか検査がなされていなかった。適時に検査しておくことが必要である。

また、この自己検査の実施時の具体的な手続きを質問したが、具体的な実施手続きは特に明確になっていないとのことである。

すくなくとも現金同等物及び換金でき、ある程度の保存が可能なもので、比較的多額にな

る可能性のあるものは定期的に現物確認をするように明確化しておくべきではないかと考える。(106頁参照)

④延滞債権について（意見）

平成16年度の当センターの出納閉鎖期日までに収納済みとならず、平成17年度へ繰り越された収入未済金（1件、38,986円）は監査日現在も回収されておらず、上記状況から回収可能性は低いと思われるが、不納欠損（財務規則第44条）の要件を満たす状況となった場合には適時に不納欠損処理をされる必要がある。（107頁参照）

⑤未使用資産・物品について（意見）

a. 原種農場木造建屋は、平成13年4月から空室となっており、維持費用はかかっていないとのことであるが、今後の使用状況によっては維持の要否の検討が必要となる。（111頁参照）

b. 乳用牛の精液の使用実績が平成13年度から全くない状況である。

当該精液は乳用牛の系統維持や試験研究用に利用するため、保存しており、種雄牛の造成などの指定交配に利用するため、また、家畜伝染病の発生時の危機管理対策として、精液が県内に入らなくなったときに使用するための緊急備蓄としても保有しているとのことである。冷凍保存しておけば半永久的に保管が可能であるとのことであるが、定期的に保存の要否を検討しておくことが望まれる。（112頁参照）

⑥販売手数料の計算根拠の把握について（指摘事項）

酒米、玄米の委託販売先である、みのり農業協同組合と兵庫みらい農業協同組合からの販売代金の収納は、委託先への支払手数料が控除されて入金されており、この手数料の計算根拠額が把握されていない。手数料が差引控除された販売代金を収納する場合は、「生産品等を委託販売した場合の収入の取扱いについて昭和37年10月9日 会第2018号関係部局長あて出納長、総務部長発」によれば、手数料等が差引控除された販売代金で調定及び収入するようになっているが、他方において、単価算定はできるだけ行い、販売代金の是非の検討を行うようになっているので手数料の計算根拠は把握しておくことが必要である。（113頁参照）

⑦農業大学校における生産物販売時のつり銭等について（意見）

農業大学校における生産物の販売授業の一環として週2回実施される直売会「夢花菜」を開始されている。ここでは、職員以外の市民の方も来訪されるので、つり銭を用意しているとのことであるが、このつり銭は、保護者会の会費として収納した金額の中から学生活動促進費として2万円を一時的に充当（貸し出し）されている。農業大学校の授業の一環として

使用するのであれば、農業大学校の資金で充当することが適切ではないかと考える。(114頁参照)

⑧委託先との契約書締結等について(意見)

牛の売り払いの委託先である兵庫みらい農業協同組合の間では契約書が締結されていない。今後、契約書を締結すべきか、また、現在、兵庫みらい農業協同組合から提出されている「子牛出荷に関する申し合わせ事項」が、契約書の代替とされる“委託販売することについての決議を記録したもの”として相当なものかどうか再検討しておくことが望まれる。(115頁参照)

⑨物品処分決定書・生産品処分票への処分決定者の押印について(指摘事項)

物品処分決定書及び生産品処分票には、決定者の押印がなされるような様式(様式第59号及び61号)になっているが、本所における17年度の各部署の生産品目録処分票及び種畜等譲渡申請書を通査したところ、処分決定者の押印が洩れていた案件があった。処分を決定する最終承認者の押印は洩れなく押印しておくべきである。(115頁参照)

⑩受払(出納)管理簿と現物との照合について(意見)

事業所及び種類によって、受払(出納)管理簿と現物との照合方法がばらばらであり、統一されていないが、果物、野菜等のような生鮮物を除き、長期の保存が可能なものは、少なくとも年に1回は受払(出納)管理簿と現物とを照合し、その結果をかい長が確認することが望まれる。また、農産物(豆、麦)は現物照合を年に1回されているとのことであったがその照合結果が残されておらず、実施状況が確認できないので照合結果を一定期間残し、かい長等が事後的にも把握できるようにしておくことが望まれる。(118頁参照)

⑪未登録農薬を使った作物の処分状況把握について(意見)

農薬登録を目的に試験を行っている農薬(未登録農薬)を使用した収穫物や作物残渣の処分については米等のようにある程度の期間、保存できるものは産業廃棄物に準じて業者に処理を委託しているが、野菜等の生鮮食品については残留する未登録農薬が少量であり、次作には影響を与えないので現地にて収集し腐敗させるか粉碎しているとのことであった。

未登録農薬を使った作物の種類と処理結果は作業日誌等に担当者が記録し、責任者が処分状況を把握できるようにしておくことが必要ではないかと考える。(119頁参照)

2. 支出事務

農林水産技術総合センターの平成15年度から平成17年度までの過去3年間の節別の支出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報酬	77,041	74,386	78,383
職員手当等	3,845	5,310	5,515
共済費	14,778	18,903	19,107
賃金	81,428	96,947	91,188
報償費	22,398	22,530	22,857
旅費	77,375	61,141	61,110
需用費	472,930	552,311	466,060
役務費	36,293	52,366	52,547
委託料	316,527	331,814	330,542
使用料	17,967	17,222	17,634
及び借料			
工事請負費	9,854	447,813	20,196
備品購入費	92,632	115,607	97,775
負担金補助及び交付金	3,182	3,222	3,144
補償、補填及び賠償金	462	1,173	673
公課費	866	696	769
合計	1,227,583	1,801,449	1,267,506

(1) 人件費

A. 概要

農林水産技術総合センターの常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、農林水産技術総合センターの予算として令達されず、収支決算に反映されない（但し、常勤職員に対する児童手当についてのみ職員手当等で計上され、反映されている）。農林水産技術総合センターの収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金、非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料並びに非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額（予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む）は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県庁負担人件費 (人員)	2,980,217 (318)	2,842,419 (316)	2,766,460 (303)
常勤職員に対する児童 手当(職員手当等)	3,845	5,310	5,515
試験研究機関の人件費 (人員)	178,727 (265)	194,820 (265)	194,636 (243)

また、平成17年度の農林水産技術総合センターの収支計算に反映されている常勤職員に対する児童手当及び試験研究機関の人件費の支出額の各センター毎の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内訳	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬水産	合計
報酬	37,678	14,641	3,593	9,216	9,588	3,666	78,383
賃金	42,402	15,302	10,534	6,458	7,939	8,551	91,188
共済費	7,775	3,656	1,665	1,741	2,516	1,751	19,107
職員手当等	2,655	1,335	645	250	330	300	5,515
小計	90,511	34,935	16,438	17,665	20,373	14,269	194,194
通勤旅費(注)	2,392	1,273	476	379	1,156	277	5,956
合計	92,903	36,208	16,915	18,045	21,530	14,547	200,151

(注)節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱に基づいて支出額を決定している。賃金については、臨時的任用職員は職員給料表に、日々雇用職員については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

①常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。

- a. 超過勤務手当については、本所分の人員に係る平成18年3月支出分の残業時間が多い上位3人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
- b. 特殊勤務手当については、平成18年3月支出分のうち、支出金額上位3位の特殊勤務手当(教務手当、家畜ふん尿取扱作業手当及び種雄牛取扱作業手当)について、勤務証明書、特殊勤務手当支給明細書及び給与支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。

②非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

- a. 平成18年3月支出分の報酬及び賃金のうち本所分に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、日額に基づく支給の人員については人事発令通知書、勤務実績証明書と報酬支給明細書を、臨時的任用職員については人事発令通知書、技能労務職給料表と賃金支給明細書を、日々雇用職員については県からの単価の通知文書、勤務実績証明書と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。
- b. 平成18年3月支出分の共済費のうち本所分に関して、支出負担行為兼支出決定書と社会保険料の計算資料を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、平成17年度の本所分の概算精算額と労働保険概算・確定保険料申告書を照合し、資料相互間の整合性を検討した。

C. 監査の結果と意見

①常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

②非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの共済費に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

D. 意見

①報酬、賃金の支給方法について（意見）

非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金については、現状では、口座振込だけでなく現金支給も認められている（財務規則第66条）。

これら報酬、賃金の支給方法の状況を問い合わせたところ、11月支給ベースでは、以下のとおりであった。

	支給方法	現金支給の場合の理由
本 所 (加西)	全員口座振込	—
北 部	口座振込 16名 現金支給 4名	本人希望による
淡 路	口座振込 1名 現金支給 8名	本人希望による
森 林	口座振込 3名 現金支給 8名	本人希望による
水 産	全員口座振込	—
但馬水産	全員口座振込	—

順次口座振込への切り替えは進めているとのことであるが、依然として現金支給が行われている状況である。現金にて支給する場合は、現金の引出し及び職員別に仕分ける作業は各所の総務調整担当者の負担になる。業務の効率性及び安全性の観点からも、早急に全ての職員に対して、報酬、賃金の支給について口座振込への切り替えを進めることが望まれる。

(2) 需用費及び備品購入費

A. 概 要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法 239 条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成 17 年度の農林水産技術総合センターにおける需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
消耗品費	119,842
燃料費	30,875
食糧費	16
印刷製本費	6,323
光熱水費	100,344
修繕費	89,336
賄財材料	5,292
飼料費	82,977
医薬材料費	10,040
その他	23,354
合 計	468,403

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成17年度に支出した100万円以上のもの（但し、需用費については同年度の支出金額上位3細節（消耗品費、光熱水費及び修繕費）を対象）について、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、開札結果表、契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。
- b. 検収日（物品等の購入日）から支払日までの期間が長いもの（3ヶ月以上）のもの、金額及び理由について確認した。

C. 監査の結果と意見

需用費及び備品購入費について、上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

① 随意契約基準違反について（指摘事項）

検討した案件のうち、1件については、財産の買入れに関して予定価格が160万円を超えているものであるにもかかわらず随意契約を行っているものが見受けられた。それ以外については、実施した手続きの範囲において、農林水産技術総合センターの需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

- ② 検収日から支払日までの期間が3ヶ月を超えるものについては、各所において散見されたが、その理由を確認したところ、全て相手先の請求書の発行が遅延しているものばかりとのことであり、支払事務としては問題ないものと認められた。

③支払遅延の管理について（意見）

上記監査の結果②に記載のとおり、農林水産技術総合センターの各所において、検収日から支払日まで、3ヶ月を越えるものが散見されたが、いずれも上記のとおり相手先の請求書の発行に遅延に基づくものであり、結果として、支払事務としては問題ないものと認められた。そして、支出事務に関しては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され（同法第14条）、支払時期については、工事代金以外のその他の給付に対する対価については30日以内としなければならない（同法第6条）ともされており、支払に当たって遅延することのないように適期に行うことが必要とされている。

出納閉鎖の関係もあることから、支払事務担当者は特に年度末に向け、請求書が到着していない案件に関しては、相手先等に確認は行っているとのことであるが、特段明確にルール化はされていないとのことであった。

検収日から一定期間支払事務担当者において請求書の到着が確認出来ない場合には（例えば検収日から3ヶ月以上請求書の到着が確認できないもの等）、相手先に請求書発行の状況を確認することに関する明確なルールを定めておくことが望ましい。

(3)旅費

A. 概要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費（以下、(3)においては「旅費」とする）と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費（以下、(3)においては「費用弁償」とする）がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（以下、「旅費条例」という）、「職員等の旅費に関する規則」（以下、「旅費規則」という）等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、財務会計システムに入力して作成した支出負担行為兼支出決定書より支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いについては、各所毎の金額基準に基づき、旅行予定者の申出があった場合に応じることとしている。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成17年度の旅費のうち、1件あたり10万円以上のものを全件抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。
- b. 平成17年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

C. 監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。

- a. 実施した手続の範囲において、以下の点を除き、農林水産技術総合センターの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。
- b. 該当する案件はなかった。

(復命書の提出について) (指摘事項)

復命書とは、職員が上司から調査、会議への出席などを命じられ出張した場合などに、その結果を上司に報告するために用いる文書をいう。これに関しては、職員服務規程第12条第1項で5日以内に復命書を旅行命令権者に提出しなければならないとされている。上記で抽出した旅行命令に関する復命書を閲覧したところ、1件について提出が7日後となっているものが見受けられた。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概要

役務費とは、県がうけた純粹に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費(切手代、電話代等)、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成17年度に支出が行われた金額上位3件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

なお、農林水産技術総合センターで保有している漁業・環境調査船2隻（「新ひょうご」及び「たじま」）に係る損害保険については、それぞれ兵庫県内海漁船保険組合及び但馬漁船保険組合と保険契約を締結している。これらの契約については、少なくとも平成14年度からは民間の損害保険会社等からの見積等は入手していなかった。当センターからの回答では、損害保険会社も海上の船を対象にしているが、100トン未満の特に漁船については保険会社としてのメリットが少ないため引き受けてくれる会社が少ないこと、国の政策として全ての漁業者を救済する目的をもって、公的資金を漁船保険中央会に出しており、兵庫県内海漁船保険組合及び但馬漁船保険組合もそこに属しており、民間の損害保険会社が補填しない全漁船を対象として、相互扶助の意味合いを持っているため全ての漁業者に推奨する意味からも、兵庫県の船も当該組合と保険契約を締結しているとのことであった。当該組合と契約する理由としての合理性はあると思われる。

3. 請負・委託契約事務

農林水産技術総合センターが平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

各部局（6箇所）における、平成17年度の発注契約上位6件（請負及び委託契約各々上位3件ずつ。どちらかが6件に満たない場合は他方の抽出件数を増やし合計で6件）について契約関係書類（起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続に関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等）を提示いただき、契約管理状況を検討した。

(2) 監査の結果

上記監査の結果、以下のような事項がみられた。

A. 契約管理状況に関する事項

① 作業完了報告書の入手について（指摘事項）

部局	契約内容	契約金額（千円）
本所	センター施設内緑地管理業務委託	2,625

シルバー人材センターに対してセンター施設内緑地管理業務を委託しているが、作業完了報告書を入手しておらず、作業の遂行状態については目視により行っているとのことであった。作業完了報告書を入手し、その内容を検討した上で支出することが必要である。

② 少額入札参加者選定委員会について（指摘事項）

部局	契約内容	契約金額（千円）
水産技術センター	海水ろ過槽ろ材入替工事	1,732

農林水産技術総合センター少額入札参加者選定委員会設置要綱によると、契約予定額が2,500千円以下の場合には少額入札参加者選定委員会は不要であるが、上記契約に関しては予定価格が2,187千円と2,500千円以下であるにもかかわらず同委員会が開催されている。その業務の特殊性に鑑み、同委員会を開催したとのことであるが、特段業務の特殊性が委員会開催要件になっていない。この規定の趣旨は、効率性の観点から少額のものについてまでこのような委員会を開催しないということであろうから、遵守すべきである。

③見積り金額について（意見）

部 局	契約内容	契約金額（千円）
但馬水産技術センター	平成17年度沖合漁場開発調査 (デブイ胃内容物分析用データベース作成調査)	496

見積り合わせの際の見積結果表は通常は消費税抜きの金額にて作成されているが、当案件は消費税込みの金額にて作成されていた。同じ案件の見積り結果表上で消費税込みと消費税抜きが混在して比較されているわけではなかったが、混乱する可能性があるののでいずれかに統一することが望ましい。

B. 契約状況に関する事項

①長期間の契約継続先について（意見）

5年間同一の業者と継続して請負・委託契約を行っている案件は以下のとおりである。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、指名競争入札制度については有効に機能しているのかどうか、随意契約については他の業者では実施できないのかどうか、契約金額は妥当なものかどうか、といったことを継続的に検討しておく必要がある。

部局	案件名	業者	年度	金額(千円)	契約の方法	落札率
本所	生活排水処理施設及び家畜排水処理施設の維持管理業務委託	A社	13年度	8,715	指名競争入札	
		A社	14年度	8,715	指名競争入札	
		A社	15年度	8,190	指名競争入札	
		A社	16年度	8,820	指名競争入札	
		A社	17年度	8,568	指名競争入札	93.8%
本所	通勤バス運行管理業務委託	B社	13年度	6,728	随意契約	
		B社	14年度	6,728	随意契約	
		B社	15年度	6,388	随意契約	
		B社	16年度	6,388	随意契約	
		B社	17年度	5,909	指名競争入札	97.5%
本所	空調設備機器、冷凍機の保守管理業務委託	C社	13年度	5,145	指名競争入札	
		C社	14年度	5,145	指名競争入札	
		C社	15年度	4,725	指名競争入札	
		C社	16年度	4,410	指名競争入札	
		C社	17年度	4,410	指名競争入札	97.7%
北部	庁舎警備	I社	13年度	5,607	随意契約	
		I社	14年度	5,607	随意契約	
		I社	15年度	5,551	随意契約	
		I社	16年度	5,551	随意契約	
		I社	17年度	5,041	随意契約	99.0%
北部	畜産排水処理施設保守点検	D社	13年度	1,732	指名競争入札	
		D社	14年度	1,764	指名競争入札	
		D社	15年度	1,764	指名競争入札	
		D社	16年度	1,764	指名競争入札	
		D社	17年度	1,764	指名競争入札	98.8%
北部	空調機器等保守点検	E社	13年度	1,197	指名競争入札	
		E社	14年度	1,239	指名競争入札	
		E社	15年度	1,344	指名競争入札	
		E社	16年度	1,344	指名競争入札	
		E社	17年度	1,344	指名競争入札	98.5%
北部	庁舎清掃	F社	13年度	815	指名競争入札	
		F社	14年度	1,048	指名競争入札	
		F社	15年度	1,113	指名競争入札	
		F社	16年度	1,113	指名競争入札	
		F社	17年度	1,113	指名競争入札	98.1%
淡路	汚水処理槽中和槽維持管理業務委託	G社	13年度	786	随意契約	
		G社	14年度	786	随意契約	
		G社	15年度	786	随意契約	
		G社	16年度	786	随意契約	
		G社	17年度	756	随意契約	95.5%
淡路	電話設備保守点検業務委託	H社	13年度	378	随意契約	
		H社	14年度	378	随意契約	
		H社	15年度	378	随意契約	
		H社	16年度	378	随意契約	
		H社	17年度	378	随意契約	100%
森林	本館警備	I社	13年度	1,050	随意契約	
		I社	14年度	2,755	随意契約	
		I社	15年度	2,755	随意契約	
		I社	16年度	2,755	随意契約	
		I社	17年度	2,617	随意契約	95.0%

水産	水産種苗生産等 業務委託	J社	13年度	217,841	随意契約	
		J社	14年度	220,441	随意契約	
		J社	15年度	210,772	随意契約	
		J社	16年度	213,600	随意契約	
		J社	17年度	208,236	随意契約	99.8%
水産	水産技術センター 庁舎等警備委託	I社	13年度	1,857	随意契約	
		I社	14年度	1,857	随意契約	
		I社	15年度	1,857	随意契約	
		I社	16年度	1,764	随意契約	
		I社	17年度	1,764	随意契約	100%
水産	エレベーター 保守委託	J社	13年度	1,612	随意契約	
		J社	14年度	1,612	随意契約	
		J社	15年度	1,612	随意契約	
		J社	16年度	1,612	随意契約	
		J社	17年度	1,612	随意契約	100%
水産	吸収冷温水器 保守委託	K社	13年度	1,464	随意契約	
		K社	14年度	1,464	随意契約	
		K社	15年度	1,464	随意契約	
		K社	16年度	1,464	随意契約	
		K社	17年度	1,464	随意契約	100%

なお、随意契約としているものの理由は以下のとおりである。

淡路 G社・・・近隣業者

淡路 H社・・・近隣業者

森林 I社・・・近隣に機械警備業務を行っている適当な業者がない

水産 J社・・・地方自治法施行令167条の2第一項第2号該当。当該水産種苗生産等業務は、水産種苗の生産や種苗量産技術の開発等を内容とする。そうした特殊な技能及び施設を有する団体は当該協会しかないため。

水産 I社・・・地方自治法施行令167条の2第一項第2号該当。当該機械警備の設備を設置し、警備を受託している業者であり、新規設備投資を必要とせず、有利価格で契約できるため。

水産 J社・・・地方自治法施行令167条の2第一項第2号該当。エレベータは同社製であり、施工も同社であるため、安全面からも同社が管理することが望ましいため。

水産 K社・・・地方自治法施行令167条の2第一項第2号該当。当該温水器の設置業者であり、保守管理を信頼して委託できるのは同社だけであるため。

②落札率について

平成17年度の指名競争入札案件の予定価額総額、契約価額総額、落札率、は以下のとおりであった。

(請負契約)

	件数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本所	なし	—	—	—
北部	なし	—	—	—
淡路	なし	—	—	—
森林林業	なし	—	—	—
水産	1	2,187	1,732	79.2%
但馬	なし	—	—	—

(委託契約)

	件数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本所	5	22,215	20,757	93.4%
北部	4	15,201	14,721	96.8%
淡路	なし	—	—	—
森林林業	なし	—	—	—
水産	2	11,428	10,288	90.0%
但馬	なし	—	—	—

4. 設備・機器、備品の管理事務

重要物品計算書によると、平成18年3月末日時点における重要物品（車両）及びその他の重要物品の状況は以下のとおりである。

	本所		北部		淡路		森林		水産		但馬	
	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)
車 両	13	28,082	7	14,107	2	4,023	6	12,889	8	11,684	2	2,290
建設機械	26	57,165	9	30,158	6	16,155	2	3,052	-	-	-	-
医療器機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
理化学機器 及び計測機械	52	278,272	10	54,149	6	23,865	23	203,831	28	131,753	2	9,430
工作機械	-	-	-	-	-	-	9	76,256	-	-	-	-
事務機械	1	2,690	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美術品等	2	5,710	-	-	1	1,000	-	-	-	-	-	-
そ の 他	20	88,428	6	25,046	7	18,216	3	23,054	7	97,786	7	76,099
動 物	29	39,172	14	17,265	-	-	-	-	-	-	-	-
計												

また、当センターから提示を受けた、過去5年間の資産の取得及び廃棄の状況は以下のとおりである。

			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
本所	取得	件数	182	92	76	94	93
		金額(千円)	25,253	28,099	34,482	37,021	28,875
	廃棄	件数	118	109	368	74	23
		金額(千円)	26,512	18,235	98,184	38,372	17,402
北部農業	取得	件数	64	69	74	65	73
		金額(千円)	38,810	45,290	45,676	47,131	58,855
	廃棄	件数	0	3	135	85	42
		金額(千円)	0	不明	7,606	12,935	14,712
淡路農業	取得	件数	0	0	1	2	1
		金額(千円)	0	0	4,725	1,848	2,940
	廃棄	件数	6	0	1	2	1
		金額(千円)	88	0	0	0	11
森林	取得	件数	3	4	9	7	11
		金額(千円)	376	3,005	1,281	2,512	5,723
	廃棄	件数	-	4	10	7	273
		金額(千円)	-	8,247	1,726	15,043	36,590
水産	取得	件数	-	2	-	3	1
		金額(千円)	-	3,559	-	418,308	892
	廃棄	件数	-	1	-	3	2
		金額(千円)	-	850	-	127,771	89,476
但馬水産	取得	件数	-	6	4	14	-
		金額(千円)	-	2,437	881	2,757	-
	廃棄	件数	-	5	5	-	-
		金額(千円)	-	2,526	2,490	-	-

(1)備品の管理について

A 本所における管理状況

備品管理要領第6条において、出納員(当センターにおいては経理課長)は、備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする、とされている。備品出納簿については、備品担当者(経理課員)が、物品が納入された際にシール(備品整理票)を貼り、この時点で備品出納簿に記載するようにしている。この備品出納簿への記載状況を検討したところ、以下のような点が見られた。

①備品出納簿の記入について(指摘事項)

備品出納簿については各年度ごとの締め切りの記載が必ずしも実施されておらず、年度末にどの資産が何点残っているのかが一覧して把握しづらくなっている。「備品管理要領の取扱いについて」第4 備品の出納に関する事項 において、「備品出納簿は、年度毎に出納状況を集計しておくもの」とされており、年度終了時には締め切りを実施し、年

度末における備品有り高を確定する必要がある。なお、現行の財務規則等によると特に備品関係に関しては定期的に实地棚卸を実施するようには規定されていない。コストとの兼ね合いもあるが、受払い記録を確実に実施し、この継続記録による理論残高と現物とを照合することは資産管理の基本であり、実施することが望まれる。

②備品廃棄の記録について（指摘事項）

備品が廃棄された際に、その旨が備品出納簿の該当備品の箇所に漏れなく記載されているかどうかを検証するため、平成17年度における本所管轄の「物品処分決定書」において記載されている備品と備品出納簿との照合を実施したところ、以下のような不備が見られた。なお、「物品処分決定書」上に、備品出納簿に廃棄の記載をした旨を付記しておくことにより転記の漏れがチェックできるようになるため検討いただきたい。

- ・取得時あるいは移管時の備品出納簿への記載が適切でなかったことから、当該資産を処分するときの物品処分決定書の「購入年月日及び価格」の欄が不明となっているものが散見された。
- ・物品の処分を実施する際には当該処分対象物品の備品整理票（シール）を剥がし、物品処分決定書に添付することとされているとのことであるが、これが添付されていないものが散見された（添付されていないものの中で、その理由として「備品整理票に関しては、長期間農作業に使用していたため消失しています」といったようなコメントを付しているケースもあった）。
- ・廃棄に関して適切に備品出納簿に記載されていないと認められたものは以下のとおりである。

廃棄年月日	資産内容	金額（千円）	内 容
H18.3.30	リソグラフ	824	備品出納簿上、廃棄金額が1,165千円の別の物品として誤って記載されていた。
H18.3.30	自動変温恒湿機	取得時の台帳記載なしのため不明	廃棄記載なし（出納帳上、この物件の取得時の記載がなかったため数量だけ1台と記載し、今回買い替え物件とあわせて残数量2台と記載されている。本来は買い替えのため1台と記載されるべきである）。
H17.10.3	カラーテレビ	32	出納帳上は廃棄物件の金額は34千円と記載されている。

H17.8.5	デスクトップPC	400	出納帳上は左記物件(11-106-1-1-5)は平成17年3月25日に既に廃棄と記載されている。今回の廃棄は(11-106-1-1-4)と記載されており、物品処分決定書の記載と異なる。
H.17.7.1	耕耘機	269	左記物品は備品出納簿上は平成15年8月27日に既に廃棄(売り払い)の旨が記載されていた。
H17.6.16	ショベルローダー	5,850	(重要物品整理カードには平成17年6月23日売り払いの旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)
H17.7.19	高速液体クロマトグラフ	4,800	(重要物品整理カードには平成17年8月5日廃棄の旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)
H17.9.8	小型自動車(バン)	916	(準重要物品整理カードには平成17年10月21日廃棄の旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)

③備品出納簿の整理について(意見)

本所においては、以下のような区分にて備品出納簿を14冊のファイルに綴じている。下記区分は現在の本所内の組織区分とは一致しておらず、以前の一定時期に、組織あるいは場所別にこのような体系をとったものであろうとのことである。今日までに何度か組織の統廃合等があり、現在、下記の14区分にて備品出納簿を分けて把握していることに関しては積極的な意義はないように思われる。組織の統廃合にあわせて、機動的に組織にあわせた資産管理が実施できるよう改善が望まれる。

G	環境部化学	L	経営実験室
H	環境部病虫	C	生工二研
D	作物部	B	生工一研
K	家畜部	W	酒米試験地
S	原種農場	R	防除所
M	普及指導室	A	事務局
E	園芸部	T	農業大学校

④備品出納簿への記載もれチェックの仕組みについて(意見)

備品出納簿は手書きにて記載されるのみであり、仮に記載もれがあった場合等に発見されるような仕組みにはなっていない。例えば、備品購入の際の負担行為書上に備品整理票番号及び備品出納簿へ記載した旨を記載しておけば、この負担行為書を通査することにより転記

が漏れなく実施されたかどうかチェックできるようになるため検討いただきたい。また、パソコンを利用し、データベース化すればより適切な管理が可能であると思われる。

⑤自己検査手続の見直しについて（意見）

財務規則 190 条（自己検査）では、「部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品の出納及び保管の事務ならびに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」とされており、これに従いかい長（センター長）が備品出納簿の裏表紙に毎月押印されている。しかし、実際にはかい長が備品の取得、処分一点一点について備品出納簿に記載されているかを詳細にチェックするのは困難であると思われる。より実務的な取扱いに改めることが望ましい。

⑥備品整理番号について（意見）

現行の備品出納簿は、先述の 14 区分ごとに備品の分類（大分類—中分類—小分類）ごとに一枚の備品出納簿に記載している。例えば、分類コード番号 11-103-102 はスチール製書庫であるが、K 家畜部において取得されたスチール製書庫は全てこの番号の備品出納簿に記載される。取得一点ごとに確実に枝番（整理番号）を付与し、管理できていれば問題は生じないが、何点かを一度に購入し、備品出納簿上の一つの行にこの複数点を記載し、その後このうちの一部を処分したような場合においては備品出納簿の記載が煩雑になる可能性がある。

⑦備品整理票の貼付について（指摘事項）

備品管理要領第 2 条によると、備品とは使用耐用期間がおおむね一年以上にわたり、かつ取得価格が 20,000 円以上のものをいうとされており、備品については備品整理票を各備品に貼付し、備品出納簿に記載するなどの管理を実施する必要がある。現状では、適切な管理ができていたとはいえない状況であった。

⑧備品使用簿の作成について（指摘事項）

備品管理要領第 7 条において、「物品管理者は、職員から備品交付の請求を受けたときは、備品使用簿により責任者を明確にして使用させるものとする」とされているが、現状ではこの備品使用簿は必ずしも作成されていない。遵守の必要がある。

⑨付保基準の検討について（意見）

保険の加入方針は特になく、建物、動産その他に関して火災保険には一切加入していない。これは、火災の可能性が低いものに対してまで付保するとコストがかさんでしまうためとのことであったが、付保基準を検討することが望ましい。

(2)重要物品の管理について

①重要物品計算書の記載誤りについて（指摘事項）

重要物品に分類される備品とは、特定の車両、建設機械、医療機械等、あるいはこれら以外で購入価格が2,000千円以上のものをいうが、これら重要物品については重要物品整理カードにて一点ごとの管理を実施することとされている。また、前年度末の残数量及び残金額、当年度中の増減、当年度末の残数量及び金額、を記載した重要物品計算書を作成し、所属長を経て所管の部局長に提出しなければならないこととされている。ただし、この残高の明細は作成されておらず、また一定時点での実地棚卸も実施されていないため、この重要物品計算書に記載された当年度末の残数量が実在するかどうかは直接的には確認されていない状態となっている。

今回、平成18年3月末現在の重要物品計算書における前年度末残高の数字が誤っていた(3点 計23,685千円過少に記載されていた)。これは、前期末の数字にそのまま当期増加及び当期減少分を反映させ当年度末残高を計算するというフロー計算により算出されていたため、当年度末においても誤ったままとなっていたものである。各期末等の一定時点において残高の明細を作成し、さらにこれらに関して現物実査を行うという方法により、フロー計算によって算出された数字の妥当性を確認することが必要である。

(3)備品の現物確認

①備品の現物と帳簿の不一致について（指摘事項）

本所管轄の重要物品及び備品について重要物品一覧表及び備品出納簿から抽出し、各10点ずつ、計20点に関して現物照合を実施した。その結果、主な問題点は以下のとおりである。

管理区分	大分類-中分類-小分類	摘要
L 経営実験室	17-171-106 施肥、消毒用散布機器	備品出納簿上は3台と記載されている。現場において左記物品であると説明を受けたものは2台しかなく、うち1台はシールは18-182-101 (ア-1) となっており、もう1台はシールの記載面が磨耗しており確認できなかった。
K 家畜部	13-135-106 攪拌機器	備品出納簿上は9台あると記載されているが、当初は所在は確認できず、不明とのことであった。後日、このうちの1台についての所在を確認したが、備品整理票(シール)が貼付されておらず、出納簿に記載されているものと同一のものかどうかは確認できなかった。
M 普及指導室	11-105-109 写真機	備品出納簿上は3台あると記載されているが、現物は4台あった。これは、1台は廃棄記載漏れ、2台は取得記載漏れが発生していることにより生じた差異であった。

(4) 試験研究機器の使用状況について

① 使用頻度の少ない試験研究機器について (意見)

試験研究機器の使用状況の調査を依頼したところ、平成17年度の使用回数が1ケタ台、中には0回という試験研究機器が存在した。試験研究機器という性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないと思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、より有効に利用することはできないのか、あるいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄を検討すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの(取得価額2,000千円以上、平成17年度における使用実績が10日間以内のもの)は以下のとおりである。

所属	備品名	取得年月	購入価格 (千円)	平成17年度 使用日数	備 考
環境	原子吸光光度計	S49.12	3,086	4	ヒ素分析専用機であり、ヒ素の測定は特殊な事案(公害事案等)が生じた場合にのみ行っている
	陽イオン分析装置	H11.3	2,079	3	新しい分析装置(高周波プラズマ発光分析装置)で、陽イオンを測定できるようになったため
	三軸圧縮試験機	S62.3	2,070	0	農業土木研修が終了のため
	形態別窒素測定装置	H元.3	3,700	0	イオンロマトで形態別窒素が測定可能になったため
	赤外分光光度計	S62.3	6,750	9	有機定性分析に用いる装置で、測定を要する課題が少ないため
	イオンロマトグラフ	S60.3	7,830	0	有機酸を測定する必要がなくなったため
生物 工学部	超遠心分離機	S62.3	3,850	5	ウイルスを純化・精製する実験が少なかったため
	倒立型顕微鏡	S60.10	2,370	6	培養細胞の観察検体が少なかったため
作物・経 営機械部	小麦粘度測定器	H4.3	7,086	0	この機械を使用する試験研究課題が終了
	近赤外分析装置	H16.3	8,990	5	1年間に必要な調査数がこの日数で処理できる
	アモス分析機	H元.9	5,150	5	1年間に必要な調査数がこの日数で処理できる
	自動面積計	S60.3	2,200	0	この機械を使用する試験研究課題が終了
園芸部	携帯用光合成 蒸散測定装置	H4.1	2,935	9	試験研究課題の終了。有効利用をするため他の課題で利用を図っているが一部の使用に限定されている
病害虫 防除部	カスクロマトグラフ	H3.3	5,515	10	特殊な農薬の残留分析に使用しているため使用回数が少ない
	角型高圧蒸気滅菌機	S61.3	2,600	9	試験に使用した病原菌汚染土を貯留し、まとめて滅菌しているため使用回数が少ない
家畜部	蛍光分光光度計	S62.3	2,170	6	試験研究においてサンプル数が少なかった
	カスクロマトグラフ	H4.11	3,852	8	試験研究においてサンプル数が少なかった
	オルホメーター	H3.3	3,074	0	試験研究の課題が終了したため
	近赤外分析計	H11.2	14,958	6	自給飼料の減少に伴い分析数が減少した
	原子吸光分光光度計	S62.3	4,290	8	分析数が全体的に減少したため、使用日数は少なかった。件数は50点ある
	テクスチュロメーター	S62.4	2,673	3	試験研究において肉質検査件数が減少し、使用日数は少なかった(16年度12件)

淡路	マイクロキヤン	H2.3	7,416	5	現在の機器は、検査項目が少なく、精度も悪いため、生乳検査を三原酪農に依頼しているため。12月には廃棄処分協議中
	窒素蒸留装置	H5.3	3,337	10	効率よく分析するため、検体を凍結し、集中して分析を行っているため
	自動熱量計	S51.10	2,490	2	検査対象が少なかったため
森林	耐火試験機	H10.3	7,087	9	炉体が劣化し温度が安定しにくい状態が続いており、かつ試験方法が新たなものに移行中であるため、新機種の更新を検討中
	木材多能試験機	S47.10	2,000	5	工業技術センターからの移管。衝撃試験の出来る唯一の機器。曲げ試験等は木材万能強度試験機で対応
	パネル部材性能試験機	S57.10	2,500	5	工業技術センターからの移管。現在はカーブ試験機等で対応（廃棄を検討中）
	画像解析装置一式	H7.3	2,008	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため（メーカー倒産により保守点検できない状態なので更新を検討中）
	反狂度計自動計測器	S57.10	3,500	5	工業技術センターからの移管。現在は恒温恒湿機を用いた手動測定で対応（廃棄を検討中）
	軟X線装置	H10.1	2,152	10	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	紫外可視分光光度計	H10.1	3,822	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	熱伝導率測定装置	H10.2	2,940	10	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	ローリミキトーム	H10.3	3,227	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
水産	淡水魚用濾過装置及び水温コントロールシステム	H4.3	8,240	7	淡水魚に関する試験研究課題がない
但馬水産	高温高圧調理殺菌装置	H14.4	5,600	6	食品の持込が少なく、機器を使用する機会が少なかった
	液体クロマトグラフ	H14.4	5,840	2	同上

②使用日報の統一について（意見）

上記調査の使用日数について任意に抽出して使用日報等の根拠資料と照合したところ、記載内容と一致していた。ただ、各部署によってその様式がまちまちであるため、業務の標準化のためには統一が望ましい。また、鉛筆書きにて記載されているものが見られたが、修正の証跡が残るよう、ペン書きにて記載するよう改善が望まれる。

B 水産技術センター及び森林林業技術センターにおける管理状況

(1) 備品の管理について

県では使用耐用期間が概ね1年以上にわたり、かつ取得価額20千円以上の備品は「備品管理要領」に従って管理すべきことになっている。当管理要領によれば、第5条で「備品整理票を各備品に貼付し、整理するものとする。」、第6条で「出納員は備品出納簿により備品の出納状況を